

# 翻字『奥州征伐記』(二)

藤 沢 毅

A Reproduction of "Oshū-Seibatsuki" (2)

Takeshi Fujisawa

前号に引き続き、『奥州征伐記』を翻字していく。なお、この作品の成立問題などについては、『拙稿』『絵本平泉実記』の典拠(『文教国文学』38・39合併号 平成10・2発行)に少しく触れた。ご参照願えれば幸いである。

底本略書誌

架蔵本。文政十年写。大本十卷十冊。

標色表紙。左辺題簽、墨書で「奥州征伐記 一(一十)」。  
序、総目録、なし。扉題「奥州征伐記」。

凡例

- ・私に句読点、濁点、「」、『』を補った。
- ・本文中には平仮名、片仮名ともに使用されているが、特別意図的に強調されている箇所を除き、平仮名に統一した。
- ・漢字は基本的に、現在通行されている字体に統一した。
- ・明らかな誤写もそのままの形で出し、右に(ママ)と付注をした。

翻字『奥州征伐記』(二)

・いわゆる「見せ消ち」の状況は採用せず、修正後の形のみを記した。  
・明らかに脱文がある場合は、その箇所(脱文あり)と記した。  
・分、氏などは、それぞれ「より」「とも」「あるいは「とも」と直した。  
・今回より、私に段落を設置した。通俗軍書、実録といった類の書には、段落の感覚は勿論、一文が長々と続くこともあり、段落の設置にも無理があるのは承知の上だが、少しでも読者の読み易さを増さんぐために行なった。

奥州征伐記(見返し貼付け丁表)

十本之内 武清(見返し)

奥州征伐記 卷之二

- 一 秀衡遺言之事
- 一 鎌倉より奥州へ使者の事
- 一 義経卿名取川の菊御見物の事
- 一 泉三郎忠衡妻女之事
- 一 泰衡鎮守府將軍に補任 付 高衡兄国衡を置く 并 鎌倉殿偽謀の事(1オ)
- 一 二品起証文を泰衡に給ふ 并 義経卿評定 付 鈴木重家高館へ馳参事
- 一 高館落城 并 義経卿以下自害 付 義経弁慶等が首級梟首の事
- 一 田原忠綱朝比奈義秀等御見得 付 鎌倉殿奥州退治評定之事(1ウ)

## 秀衡遺言の事

時に文治三年四月廿八日、秀衡入道死既近付けければ、伊予守義頭卿を高館より請じ奉る。仍て弁慶亀井を御供にて平泉へ入来し給ふ。又、入道は嫡子泰衡、次男錦戸太郎国衡、三男泉三郎忠衡、四男鳥海四郎季衡、五男樋爪五郎高衡、六男太田冠者俊衡、七男冠者諸衡、八男北の冠者、九男新田の冠者等を病室へ呼集めて、遺言しけるは「入道死後には奥羽両(2才)州共、伊予守殿へ譲り奉る上は、汝等は御後見として、仮令敵軍襲ひ来たらず共、要心堅固に守るべし。当白川の関を大手と定め、羽州根津が関を搦手と定め、安津嘉志山を国見峠に築置たる要害を修補し、刈田川名取川両城を出張りとして伊予守殿の御下知を守り、他の詞を用ひず、兄弟心を一ツにして軍するに於ては仮令日本國中襲ひ動かしふるに來たるとも聊も恐れなし。其時には鎌倉殿も退屈(2ウ)して終には暖と成るには和順有べき事也。入道空しく成るならば、鎌倉より数ヶ國の加増有るに伊予守殿を討奉るべき旨申來たるべし。是、偏に伊予守殿を亡し、其後又汝等を攻殺して両州を鎌倉殿の手に入給はんとの方便也。若入道の遺言を背き、伊予守殿御敵するならば、三年を過ずして汝等も悉く断絶すべし。相謀て伊予守殿へ不忠をすべからず。君臣の礼儀を正しくすべし。次に貯へ置たる糧米は五十(3才)年程の糧有り。然れば兩國の要害悉く落城するとも平泉に籠城すべし。勿論容易には落べからず。次に入道死後に必々怠るべからず。又牧の馬を取るべからず。但し天子御用の貢馬貢金等は勅命に背かず指上べし。又、鎌倉殿より乞はる、共、曾て進すべからず。今社諸國に馬沢山なれ共、年々に減ける也。五七年も過るは馬に事を欠べし。是偏に当國より馬を出ださざる故也。扱又、汝等(3ウ)事、伊与守殿へ二心なき起請文は入道の息の有内に書べし。勿論、伊与守殿へ兩州を奉ると雖、鎮守府將軍と陸奥守は先祖武則真人より伝はりたれば、泰衡に給はるべし。侍等を御家来として御下知あらば、征夷將軍に相同じ、奥羽兩州は日本隨一の國にして天

地の間を生ずる所、調はずと云事なし。然れば何御不足なし。抑く秀衡は十五歳の時基衡より家督を受取、從五位上に叙し、其後兩州の押(4才)領使と也、今にては從四位下少將に叙任したれば満足是に過ず。勿論「富貴に成る者は必子孫なし」と雖、入道は男子九人女子二人有れば子孫なしとは云べからず。入道程果報の者は有まじ。秀衡今黄泉の一人旅なれば、汝等が起請文を道連也とすべし。疾々書候らへ」  
「伊与守殿へ聊も不忠を致すまじ」と同じ文言三枚宛書かせ、一枚は灰として九人の息等の腹内へ納めさせ、一枚は伊与守殿へ進らせ、一枚は入道の未來の土産にすべしとて取り納め、老臣(4ウ)金剛別当秀綱、粕辺太郎、田川太郎、由利八郎、伊賀羅目七郎以下七人に向て、二心なきとの誓紙を書かせて後、伊与守殿へ向へ奉て「君は古今の名將也と雖、或は色欲に耽り玉ふ事甚し。或は御身の智慧勇を自慢し、他人を見下し給ふ事、此二ツは君の御非義也。入道が申事を能々御聞入れ有べし。子共等は未だ年若く、縦令諫言する逆も御信用有まじと、此義は別して心に懸り候。武藏殿は忠節の人なれば、誓御機嫌に入らず共、御諫め有る(5才)べし」と涙を流しければ、弁慶も秀衡が志しを有難く思へ、先刻より感涙を催ふし居りけるが、伊与守殿を傍へ招きて「秀衡事、君への深切広大也。御父君は知らず、御血を分給へし鎌倉殿は仇と成り給ふ。秀衡が如く少し存る者は外には有べからず。兎角入道安心の爲なれば一紙の起請文を遊ばされ、入道に給はれかし」と申ければ、伊与守殿聞し召給へ、「いしくも申たり」  
「逆、則、弁慶執筆にて『泰衡等と父子兄弟の如く親しむべし』との御誓紙を遣はし(5ウ)給へば、入道三度戴き、「是を下し給はる上は何思へ残す事なし」  
「逆、近習の輩に命じて黒塗の箱をとりよせ、中より一通の書を出させ「是は此國になくては叶はざる七十三ヶ条也。絵圖と引合せて御覽有べし」  
「逆奉る。又外に小く封じたる一書也。「是は必君を初めとして息等も披見有るべからず。万一當國悉く破れて居所なく、進退極る時に披見すべし」  
「逆、泰衡に渡し、扱伊

与守殿并御台へも様々の記念の品を進らせける。中にも沈香と紫檀（6オ）にて造りたる厨子に入たる御丈八寸、金の千手観音と名香二斤を奉り、次に息等孫共七十三人其外家臣等に至るまで、悉く匡を遣はし、泰衡に向て「入道死後、必ず仏事供養を勤むべからず。只々伊与守殿へ忠節を尽して、国家を治むべし。此事要肝也。此事を守るに於は入道黄泉の悦び是に過ず。今ははや申残す事なければ、君も高館へ御帰りに有るべし」と申れ共、既末期も見へける故、伊与守殿も飯り玉はず。時に秀衡云は「某が居所に伊与守殿（6ウ）御座すれば汝等も主君と同席也。最前より汝等是を改めざるは不覚也。今日両州を譲り奉る上は、入道逆も御同席は恐れ有る」とて御座を指図して、「鳥の將に死なんとする時、鳴く声悲し。人の將に死なんとする時、其云事やよし」とかや。入道最期に及んで斯く正しき。誠に天に帰り玉はん」とて羨む人多ふかりし。斯て翌朝未明の比、「係る不浄の身にては恐れ有ると雖、日天子へ御暇申べし」とて病室の戸を開かせ、朝日に向て合掌しけるが其仮戸（7オ）をさ、せ、扱又伊与守殿の誓紙、息等の起請文を朧と握て眠るが如く、文治三年四月廿九日、終に逝去す。鎮守府將軍、陸奥守、奥羽両州の押領使、従四位上少將、藤原朝臣秀衡入道、行年七十三歳也。伊与守殿を始め泰衡以下の息等は云に及ばず、家臣迄も皆悉く悲歎の声夥し。斯て両州の衆僧群参して読経百日の間止時なし。此時は漁父海士人も生るを取らずとや。理り成る哉、刑は軽く、賞は重く、第一國中に逆乱起らず、四民枕を高ふして、（7ウ）是偏に秀衡入道の厚恩より出る所也。斯て一七日過て石山の中尊寺へ葬送す。泰衡国衡両刀を持、伊与守殿も喪服召し草鞋にて供し給ふ。其日酉の上刻に焼香始りて、第三日の晚景に漸く終り、遺骸は伽羅沈香を以て囲へ、石櫃に入れて納めけり。

私に曰、入道に孫七十三人あり。其内国衡が子廿四人、残りは泰衡以下八人の息并二人の女の児ども也。国衡には妾腹の子多し。扱又、秀衡死後三年も過ず滅亡しけるは、国衡が悪心故也。老父の遺言を

背き、伊与守殿を（8オ）討奉るに仍て、天命通れ難く滅亡せり。誠に悪むべきは錦戸太郎国衡也と雖、其実は伊与守殿誤り也。縦令鎌倉殿よりいかよふに嫌じ給ふとも、又国衡いかなる大悪人もとも、斯まで重き入道の遺言誓詞にも恐れずして、入道死後に至り、伊与守殿に二ツの不可を禁めたる事は有難し。然るに泉三郎忠衡が妻女を犯し給ふは何事ぞや。是人たる道にあらず。鎌倉殿に悪まれ給ふ故、山伏姿にて奥州へ下り給ふを、入道介抱の上に息等に配分すべき両州を譲り奉るの大恩は（8ウ）親よりも深切也。其入道の娶を犯し給ふ事、建礼門院を犯し給ふ天罰にや、連枝の御中不和となり、扱又忠衡は伊与守殿を背かずして、只一人老父の遺言を守り、兄弟引別れ忠義の為に其身を捨る事、離論絶類の心底也。伊与守不義有るに仍て、泰衡国衡惡逆とは云乍ら、其家を失ふ事、時節到来し天より罪し給ふとは云乍、入道死後三年も過ずして亡び果し事は口惜しくも又浅間し、。

#### 鎌倉より奥州へ使者の事（9オ）

同年六月には鎌倉殿より秀衡死去御悔みとして、佐原十郎義連、足立右馬允遠元兩人を奥州へ遣し玉ふ。然る所に泰衡は両使の迎にも出ず、又鎌倉殿の御口上をも自身に聞かず舍弟樋爪の五郎を以是を承る時は、両使は入道の逝去を悔み玉ふ旨を演る所に、五郎高衡悦びずして中音に申けるは「抑く征夷將軍に事有れば鎮守府將軍是を助け、鎮守府將軍に事有る時は征夷將軍助る事は古へより定る所也。然るに老父入道死去、家督継目の事に及び（9ウ）御使を給はるべきは。向後泰衡が事に於は頼朝身に引請て家督の事も京都へ宜しく奉問有るべしとの御使を給はらば御志の切ツ成る所也。入道が死後を御弔のみにては御深切の御使にては非ず」と憚る所なく申ければ、両使は案相違して云べき詞を失ふ。去り乍、さる者共なれば「高衡が詞尤には候らへ共、頼朝公に於は聊も鹿略なし。御家督相続の事は老臣共と談じ、別に使を以申入べし。只御悔

みの御使延引に及の間、先兩人を以、御悔み仰入れらる、(10オ)所也。此内一人は泰衡への御使、一人頼朝名代として入道の廟所へ焼香の爲に遣し候所也」と申に仍て、泰衡も悦び、兩使を饗応しけり。翌日、足立右馬允は石山の中尊寺へ仏參して焼香し、其後兩使帰るに及て、泰衡歎じて曰「入道死去を遠く弔らはせ下さる事、恐入候。中陰過候は、使者を以御礼謝すべき(一)旨を申と雖、泰衡席を動かさず。泉三郎兩使を送り出る。

斯て兩人鎌倉へ帰參し、右の旨を言上す。二品聞し召「泰衡が頼朝が使を出迎はずして(10ウ)又帰る時も送らず席を動かさずと云事、頗る無礼也」と怒り玉ふ時に、義盛申けるは「泰衡が席を立たざるは、入道死後は其身鎮守府將軍の職也。尤、鎮守府將軍は征夷將軍には劣ると雖、〔泰衡は御家人だにも御使に違へ有れば背き奉るべし。泰衡が御家人にも非ず。別に立たるもの也。(泰衡は御家人だにも非ず。別に立たるもの也。御使に違へ有れば背き奉るべし。〕去乍、義盛杯御使に參る程ならば、泰衡又斯くは有べからず。此儀に付ても礼義を正し給ふべきの事也。君御長寿たりとも百年は過させたまふまじ。名は末代と申せば御治世の後迄も名誉(11オ)残し給はん事社あらまほしけれ。但し、泰衡は『御弔へ忝』と申たるは兩使其任に當る故、『四方に使して君命を恥かしめず』とは是也」と申ければ、二品御顔色を和らげ給ふ。其後、老中へ仰合せられ、秀衡死去の事を京都へ奏聞し給ふ。

#### 義頭卿名取川菊御見物の事

#### 并泉三郎忠衡妻女の事

秀衡が中陰の間は伊予守殿高館より平泉へ格番に入來し給ふ。前にも入道在りし程は御迎に出ざりしが、(11ウ)秀衡兼て礼儀を乱すべからずと呉く申残しけるゆへ、泰衡以下遙々迎に出て御供して入奉る。斯皆々尊敬奉る上は伊予守殿御運も開き給ふべし、と皆人私語き合けり。然れば弥く御身を慎み給ふべき所成るに、秀衡兩州を譲り申ければ、

日を追て御心に奢り出来して泰衡等が失礼を近頃迄は見遁し給へしが、今ははや少しの無礼も咎め、偏に国主の如く持なし給ふ故、兩州の諸士憎み奉りて「我々が主君と云は、故入道の子息也。然るに伊予守殿如何なれば斯猛威をふるまひ給ふや」と(12オ)誹り罵りける。是皆末くの者共也。去れば、泰衡だに義心鉄石の如くならば斯は有間敷きに。

扱も程なく中陰過ければ、泰衡以下九人の兄弟衣装を改め高館へ出仕しけるに種々品々を献じて御礼を送、其上面々の妻女をも御目見得致させ、御気色を窺へけり。泰衡が妻女は式部太輔元就とて京家浪人の女也。国衡が妻女は老臣金剛別当が女也。忠衡が妻女叔父佐藤庄司が女にて次信貞信には妹なり。其姿たをやかにして都恥かしき粧ひ。其志し優にく、(12ウ)物事あいしく美質勝れければ、伊予守殿見給へ、御心移り「忠衡が妻こそ最目出度かりし」と思へ玉ことは、扱も是非なき事共也。此婦の兄次信は八島にて御命に代り討死す。貞信は都にて討たれ、兄弟共に御命に代りたる者の妹なれば、斯は有間敷等也。誠に忠衡と云夫ト有る女に心を懸らる、は言語に絶たる事共也。夫レのみならず、大恩有る秀衡が娶也。云恰云冥加に尽たる因果也。去るにても物宣まはん便りもなければ、其日は皆々御暇を玉はりける。其後、伊予守殿は御台に(13オ)宣ひけるは「此年月馴ぬ鄙の住居、嘸や徒然に思へ給はん。然るに彼の忠衡が妻は其姿も見悪くからず、芸杯も拙なからず、と聞及ぶ。誠に恥しき女なれば、常くめして伽として徒然を慰め玉へかし」と仰せければ、御台も淋しさの余りに忠衡方へ此旨仰遣はされ、彼の妻女を常々召して伽とし玉へけるに、伊予守殿は御文を遊ばし、女の袂へ投入玉へしに、女思へ寄らざる事なれば興を覚して取り上て見もせず。仍て伊予守殿は弥増しの思へと成て押返し送り給ふを(13ウ)手にもふれざれば、後には御袂を引給ふにぞ。女は今ぞ忍び難く、夫ト忠衡へ此事を告んと思へしが、「いやく、自らが兄二人は此君の爲に命を落せし忠義を無にすると云、鎌倉殿には捨られ給へ杖柱共頼み

給ふ入道殿には別玉へ、然るに此事を夫トに語らば、兄弟の人々にも捨られ給ふべし。然る時は頼方なく也給はん。併し自ら身に疊りなきこそ夫トへの云訳也」とて、其後は御台より召給へども病氣と称して五度に三度は参らざりしが、(14才) 扱又当国の名取川は菊の名所にて、今を盛りの由、沙汰しけるを伊与守殿聞給へ、御台所を伴へ、菊を御見物に御出有べしとて、忠衡が妻女をも召具し給ふに、彼女は聊風の心地なれば参る間敷よしを申ける。忠衡聞て、「父入道殿の御詞を少し也共背かば不孝也。況や御台、無漸人ムツト都人、係る鄙の御住居、嘸やつれくと思召べし。仮令御召なくとも此方より御供に参らるべきに、違背イタ申は恐れ有り。急ぎ御供せられよ」と申故、妻女は是(14才) 非に及ばず、御供しけり。然るに高館より名取川迄は行程十八里あれば、道に一宿して翌日ならでは至り難し。殊に女性の事なれば道尺取らずして一宿し給ふ。

然るに伊与守殿は人鎮まり、御台も寝しづまり給へば、御寝所より忍び出給へ、彼女の寢屋に入玉へば、妻女は驚き逃去らんとしけるを引留玉へ、無体に枕を並べ給へしを人交り知らざりしは。斯て名取川に至り給へ、終日菊を見給へ、翌日衣川に帰り入らせ給ふ。爰に於忠衡が(15才) 妻女も宿所へ帰て数くくの玉章を夫に渡してさめくくと歎きける故、忠衡ふしぎ乍披見して大き驚き、「いか成る事にや」と云。妻女聞て涙をぬぐい、「恥かし乍、伊与守殿より御玉章を給はる事、疾にも知らせ参せんと思へしが、主君の御罪と云、御身の恥辱彼是を思て、兎角自ら参らんにはしかじと、此日御供をいなみしが、去りし夜の御泊りに押付たる御忍び。主有る此身を汚したれば再び夫に面を合はするも恥かしく、疾々(15才) 手を給はれ」と涙を流して申ければ、忠衡も無念の事と思へ、「主君にあらずんば思へ知らせん」と悔みけるが、又思ひ直し、「鄙ヒトの御住居のつれくくに御戯れも更は無理とは思はれず。父入道殿の遺言と云、いか成事有る共、伊与守殿に背くまじとの起請文を腹中に納めしは此時也。又、妻に科もなし。よしく、御心に入ならば幸ひ也。思ふ

子細も有なれば、必ず仰せを背く事勿れ。背かば却て罪有り」とて高館へ参らせける。夫の心入有こそ床しければ、妻女も(16才) 今は憚る事もなく、伊与守殿の仰に随ひければ、伊与守殿も映うつふ花の心、御台の御事は忘れ給へ、此女ならではと夜毎に御寝所へ召玉へしが、後には二夜三夜宛も留置給ふ而已ならず、「哀れ忠衡でなくんば此女を永く召置かれんものを」と思へ玉ふ。天罰争か御通れ給ふべし。然るに御台此由を聞し召、大に驚き給へ、兼房を召して委しく仰けるは、兼房又弁慶に於たるに流石の弁慶なれども返答には指詰りけるが、急ぎ御前に出て、怒れる(16才) 顔に涙を含んで申しけるは、「个様くくの事を承りしが誠に候や。君には鎌倉殿と御中不和に成らせ玉ふ其根元は、西国にて女院を犯し給ふと今の御台所を迎ひ給ふ、此二ツに仍て御身の置所なく、御姿を糞糞てはるく」と当国へ下り玉はずや。然るに故秀衡は君匿舍尊敬し奉るのみならず、死後に及び君を大將軍に仰ふぎ、兩州の輩恐れ敬ひ奉るは皆悉く入道の太恩にして、海より深く山より高し。然るに恩入道の娶成るに、清和の御流れとして係る行跡は御(17才) 先祖を汚し給ふは如何成る因果と云事を御勘弁なきは心得ず。六孫王以来斯如くの大悪の公達もなく、此後御心を改め玉はずば、某事御暇を給はり腹切て死後御滅亡を見奉るべし」と顔色常ならず諫言しければ、伊与守殿一言もなく赤面して奥へ入玉ふ。斯て弁慶は忠衡が様子を伺ひ見るに、平生に替る事なし。「扱は女の徒にて主君の御心に随ふを忠衡是を知らざりし」と夫より彼女を遠トホける故、伊与守殿も思へ止り給ふ所に、数日過て(17才) 忠衡密に弁慶を招きて、「御台所の御伽とて愚妻を常々召し給ふ所に、近比に置ては御召しなきは、定めて愚妻事御機嫌に背きしや」と尋ければ、弁慶聞て「努く左様の事にあらず。伊与守殿、足下独に親み給へ、内室迄に親み有りし杯と、兄弟の面々聞ならば足下の御為いか」と存じ、某が申たる所也」と云。忠衡聞て「尤、我等館は高館殿に程近きに仍て、日々に召とて兄弟の輩争か不審をすべし。縦令愚妻事、伊

与守殿の御意（18才）に叶へ御寢屋へ召給ふ事は愚か、忠衡が一命を召さるゝとて聊も背き奉るべきにあらねども、武士の身として妻を犯されん杯と聞ならば、兄弟の者共本意とは存じまじ。仍て、どの様にも品を付て離別すべきの条、夫トに捨られ寄べなきの女、殊には君の御為に一命を落したる次信、忠信等の妹なれば、君にも不便を加へられ御召仕下さるべく、足下宜しく御取次頼也」と云時には、流石の弁慶も返答に指詰りしが、『扱は疾より忠衡此事（18ウ）も知りたり』と思へしかば、屹と思慮して答へけるは「伊与守殿、足下の妻女へ戯れ玉へしは、弁慶が業にして、曾て伊与守殿の御心より出る事には非ず。故入道は泰衡以下の兄弟と伊与守殿と合体有るべき旨遺言有ると雖、未だ兄弟の心底知れ難し。然るに伊与守殿、今天下に望み有り。依て足下杯の御心底違変なきに於ては、近き内に軍兵を催ふし、鎌倉を亡し、伊与守殿と泰衡兩人并て東西を治むべし、との謀ことを廻らすと雖、自然兄（19才）弟の一人にても異変有に於て事成るまじ。然れば速に当国を立てるべし。如何して面々の実心を伺ふべし、と工夫するに『縦、いかなる忠臣也共、其妻女を犯されなば争か恨みなかるべし。然れ共、益々変心なく合体ならば、伊与守殿の大望成就』と思へ、此斗策に及べり。然るに足下今の一言に妻女を犯されし事は云に及ばず、縦一命也共指上奉るべしと金鉄の心底。本人だにも斯の如く也。泰衡其外とても伊与守殿に背き給ふ心底は聊も有まじと、弁慶（19ウ）今こそ安心す。さすれば、妻女の仇は某也。疾々首打て無念を晴されよ」と角の立たざる忠言、眞斯思へ切たる気色也。忠衡聞て、「老父入道末期に及び、君に背く事勿れと起請文を書て銘々腹内に納められたれば、碎身粉骨せらるゝ共、聊恨み有べきや。誠に足下方便と有れば、弥々思ふ所なし」と云て退去に及ぶ時に弁慶は「足下今の詞を七生迄忘れまじ」と云て高館へ帰りける。忠衡は斯く云けれ共、兄弟の者共は「三郎社、妻女を（20才）犯され乍知らざる体にて臆病也」と囁きしは、伊与守殿御運の末と也ける。

私二曰、弁慶が智弁にて忠衡心解たる体なれ共、忠衡程の者、争か弁慶が弁舌を突とすべし。内心には伊与守殿を疎みけれ共、忠孝の士と云事、老父の遺言を背かざるの一ツ也。次に弁慶は武勇而已に非ず。主君を大切に思へ、罪を其身に引請る事尋常の者の及ばざる所也。去れば此法師駿河治郎を伴へし始めを聞くに、駿河治郎は山賊の（20ウ）張本也しが、其時節糧乏く駿河治郎食後に湯の香を食せんとするを見て、弁慶云は「望有る勇士は是を食すべからず」と云て、己取て食す。駿河治郎是を咎めけるに「法師は食しても苦しからず」迎、其身飢を養ふ。然れば弁慶は空言の上手也。尤能き郎等にて良臣と云には非ず。

泰衡鎮守府將軍に補せらるゝ事  
付タリ 高衡兄国衡を罵る事

并 鎌倉殿偽謀の事

文治三年十月、奥州の泰衡は亡父秀衡入道の家督（21才）を継ぎ、鎮守府將軍、陸奥守に任じ給ふの宣旨、京都より鎌倉へ下る。此儀前々は京都より直ぐに奥州へ勅使下向と雖、此度は頼朝公強て是を執し給ふに仍て、鎌倉殿奥州へ取り次下されけり。其使には三浦介義澄、上総介高弘兩人を泰衡方へ遣はされ、尤二品より御教書を仰下給ふ。其赴は「泰衡父祖の家を継ぎ両国の押領使と成事、其器たれば、頼朝是を執し申す所也。扱又、義頭は頼朝が弟たりと雖、朝敵の名を（21ウ）蒙り、然るを泰衡扶助せらるゝ事、夫のみならず秀衡は渠に譲り申さる由、以の外の事共也。縦令父の遺言たり共、義頭に於ては扶助すべき事に非ず。若、渠に両州の政事を任せらるゝに於ては両州則朝敵の国なれば、速に征伐すべきよし也。

泰衡披見して「此義いかゞ有べし」と評定しける所に、錦戸太郎云は「鎌倉殿申さる旨に任せ伊与守殿を討べし」と云時に、泉三郎忠衡進出て「亡父の遺言を守り、其事努々然るべからず」と云。（22才）国衡

聞て大に怒り「父入道老衰の遺言用ゆべからず。然るに汝兄に向て推参成る申条、奇怪也」と云時に、樋爪五郎高衡進み出て「評定とりくにして、其中に善に随ひ悪しきを除く迄の事也。然るに貴辺は、泉殿に向て『推参成る申条』とは頗る奢りたる詞にして兄弟の礼には非ず。前方貴辺は伊与守殿に逆ひ、杭瀬川に待伏せして討たんとせられし事蹟れ、既誅せらるべきの所に、別義を以助け置る、也。其時入道殿の御(22ウ)耳に入らば、貴辺は当国に安堵成るべからず。兄弟御館殿家督を継給へて鎮守府將軍に任せられし事を心中に憤り色には出し玉はねども、『我相統すべき家を弟に続がれ残念也』と思はる、より事起りたる。勿論、貴所捌きに依て入道殿は賢くも家を治る器量なき事を知り給へぬるなれども、次男とし給ふ事、殊に口惜しくは思はれずや。高衡ならば腹切て死すべきに、个様の恥辱も顧ず。然る上は以後係る評席には出玉ふ(23オ)な」と遠慮もなく申ければ、流石の国衡面目を失ひ乍退去しけり。高衡は舍弟なれ共、智勇兼備したれば、流石の国衡只一言に云伏せられけり。高衡又泰に向て「憚り乍御身の行跡是迄とは違ひ、鎮守府將軍に任じ給へば、万端御心を正さるべし。扱又鎌倉への御答へには、仰越る旨委細其意を得奉りぬ。然らば天下の騒ぎにも鎌倉殿の障りならざる様に宜しく相計て、是より御返答申上べき旨、御返答に相認めらる(23ウ)べし」と申に仍て、則其旨を認め、宣旨の御受共に両使へ渡しければ、三浦介云は「伊与守殿朝敵と也玉ふに仍て急ぎ討申べきよし仰越さる、其返答は如何」と云。泰衡聞て「伊与守殿朝敵のよし仰越さる、と雖、此度の宣旨に其儀なければ能々実否を糺して、朝敵に極るに於は鎌倉殿の仰を蒙る迄もなく、泰衡是を斗るべし。然らば面々急ぎ御歸り有て此よしを申上られよ」と云に仍て、両使は鎌倉へ帰参して委細に言上し(24オ)ければ、鎌倉殿聞玉へ、泰衡が返答を怒り給へ、此時より奥州退治の事を専ら思立給ふ。扱又御受は千葉治郎常秀、仁田四郎忠常兩人を以て、京都へ遣し給ふ。

扱又奥州にては、錦戸太郎国衡は舍弟高衡に恥かしめられ口惜き事に思へ、居城安津賀志山に馳せ歸るに依て、高衡は「錦戸を助置て後日の災と成るべし。追懸て討べし」と云。泰衡忠衡等聞て「国衡は悪人なれ共、兄也。殊に入道殿の一周忌も過ず。其上、亡父不便を加へ給ふ(24ウ)外腹なれば、次男に立置れし上は容易には討べからず」留めければ、高衡聞て「必ず後悔し給ふな」と云て退去しければ、面々も退散す。

然るに国衡と泰衡其中不和に成たる事、鎌倉殿聞玉へ「是幸ひの時也」と、文治四年正月、泰衡方へ御書を下され、又別段に似せ宣旨を書かせて送り示し玉ふ。其赴は「奥州泰衡事、朝敵伊与守義頭を組して是を扶助するのよし、急ぎ義頭を討べき」の旨也。又、御書には「斯の如き宣旨を下さる間、頼朝出馬すべき(25オ)と思共、泰衡討て出さる、に於は天聰てんそうを由免し、兩國の押領使は勿論、新恩として下総の国を宛行ふべきもの也。若又是迄の如く、伊与守と合体せられれば、朝敵に一味なれば俱に征伐通るべからず」と書かれたり。又、国衡方へは別段に御書を給はり「若、泰衡同意なくば、国衡一人して伊与守を討て出されば、下総の国は相違有べからず」と仰下されける。然るに国衡は云に及ばず、今迄善よりし泰衡も、忽ち欲心に迷ひけるとかや。

扱又、奥州の輩は是を似せ宣旨とは知らざるや。(25ウ)縦、泰衡心迷ふ共、高衡が心付べき事成るに、不思議也。兄弟九人の間、忠衡一人は義心鉄石の如し。さしもの高衡、其外智謀の輩有りしに、似せ宣旨とは心付かざるは家運の末也。

去れば、泰衡は「既宣旨下る上は伊与守殿は朝敵也。然るに我々一味する時は俱に朝敵と成る事なれば、勞はし乍も討べし」と一味しけるは、是偏に是非もなし。其上国衡が方より申越すは「伊与守殿、縦此方より討たず共、朝敵と也玉へば通れ給ふべきにあらず。熟く昔を思へば、先祖武則(26オ)真人は伊与守頼義朝臣に合力して、貞任宗任を亡す事、是偏に武則の方より源氏に随ふには非ず。頼義の方より頼まる、に依て

也。其勲功有る故、頼義朝臣奏聞して鎮守府將中任せられたり。然るに代々源家の親族たる思へをせし所に、保元平治の比に至り、平家漸く盛んに也て源氏は段々に滅亡す。此時に亡父入道殿は昔の恩を思へ玉へ、『若や存へ玉へし源氏の公達あらば、秀衡是を取立て天下に旗を上進らせん』と思ふ所に、吉次信高が(26ウ)云は『近き鞍馬寺に故左馬頭殿の末子牛若丸と申御方御座る』よしを語る。入道殿聞き玉へ『其人抔は入道を頼、下り給はぬや。若し左も有らば、大将に取立進らせんものを』と吉次に申遣はず故、則当国へ下り玉へしを、去る治承四年頼朝謀叛のよし聞へければ、入道も伊与守殿大将として奥州勢余多を付て、鎌倉殿に力を合せて終に平家を攻亡す。其軍功莫大也と雖、其身に不義有に依て、御連枝の中不和と也、再び当国へ(27オ)下り玉ふ故、昔の好身を思へ入道殿扶助して、今此国に御座しけれ共、一旦の義理を以、匿舎申されたり。然るに入道殿死去し給ふ上は、泰衡に至ては義理もなし。尤、入道殿末期に及て、伊与守殿と親しむべき由を遺言し給ふと雖、全く老衰の上なれば真実に非ず。然るに鎌倉殿より申越されし斗ならば、縦関八州の兵寄せ来たる共、我々兄弟心を合せ、伊与守殿を大将として軍する程ならば五年十年経る共(27ウ)争か戦ひ負べき。然れ共、朝敵の名を得し人に組みすれば、則朝敵と也。終に入道殿存命の時に両州を譲り玉へば、我々は家人とならんも口惜しき次第也。勿論、伊与守殿の息、終には当国に在て鎮守府將軍の重職をも奪ひ申さるべし。然るを討時は両州は申に及ばず、下総の国を領せん事疑なし。仍て、国衡は弟の知行を分け貰はん事心能からず。又、足下兄を指置き両州の主と成るも心能くは有るなし。仍て、我は下総の国へ移り生涯を心よく(28オ)すべき也。まさかの時は三ヶ国合体して相互に水魚の思へをすべし。殊に代々鎮守府將軍に任ぜらるるも朝恩に仍て也。然る上は急ぎ伊与守殿を討べし』と申越しければ、元来一決なき泰衡にて、国衡が申条を尤と同意しけり。

私二曰、前方高衡が、錦戸を討ざる時「後悔有るべし」と申けるは、終には国衡が心底正しからざる故、予州を討たる跡にて泰衡以下滅亡しけるは全く国衡故也。(28ウ)

二品起請文を泰衡に給ふ事

付タリ 義頭卿評定の事

并 鈴木三郎重家高館へ馳參の事

去程に鎮守府將軍泰衡は心底を極めて、伊与守殿を討べきの評定一決して、重て鎌倉へ申遣しけるは「伊与守殿を討進らせけるに於て下総の国を賜はるべきの起請文を下されば、速に退治仕るべし」と申遣しける。二品聞し召「泰衡が申処、如何有るべし」と老中へ異見を問給ふに、畠山重忠進み(29オ)出て、苦しからざるのよし申に仍て、二品則、起請文を遣はされ候故、泰衡弥く心底一決してけるが、泉三郎忠衡一人は亡父の遺言を守る事金鉄の如くなれば、兄弟に引別れて自分の居城へ引籠りける。樋爪の五郎高衡も伊与守殿へ励みけるが、朝敵たるのよし宣旨にや恐れけん、兄弟の輩と同意しけり。此節忠衡と心を合て錦戸太郎が逆意を折くに於て子孫繁昌すべきに、亡父の遺言に背て高衡が伊与守殿へ逆くべし事は、実や(29ウ)家運の尽る所也。

扱又伊与守殿の頼みとし玉ふ輩には武蔵坊弁慶、亀井の六郎重清、片岡八郎、備前平四郎、堀藤治景家等を始として、宗徒の輩三十四人、都合三百八十四人の小勢なれ共、各々金鉄の志しを励し、討死を覚悟して籠城す。然れ共、泰衡未だ寄せ来らず。然るに、僅かに三百八十余人の微勢にて平泉へ逆寄せするも叶はず、泰衡又「伊与守殿僅の小勢にて両州の大軍と駈合ふの軍仕玉はん事思へ寄らぬ。必定自害抔(30オ)仕玉ふや」と思へ侮り責取らんとせせず、四月も過ぎて閏四月になれども、曾て寄せ来たらず。高館には、最期の一軍花くしくして兎も角も成るべしと、一人も徒に自害せん事を心に懸ず。斯て閏四月廿一日に成て、明ければ泰衡高館へ寄せ来たるべしと聞へけり。又泰衡は手分を定めけ

るに、「大手の大将には錦戸太郎国衡五千人、搦手の大将には樋爪五郎高衡三千余人、其勢都合八千余にて押寄すべし」との定め也。

然るに其夜は高館にては(30ウ)各々参会して連中初期の御酒宴最中也しに、大手の木戸をあららかに叩くは有り。依て「すはや敵兵寄せ来たりしや」と弁慶駈出んとしけるを、龜井六郎押留めて「只今呼はる声を聞しに何とやらん聞馴たる音声也」と云て馳せ向て「誰人成るや」と咎めけるに、舍弟鈴木重家也。此節三郎重家云は「去る正月の比より我君には泰衡と御中不知にならせ給ふよしを聞ければ、御先途を見届け奉らんが為に馳せ下る。次でなれば(31オ)鎌倉へ立寄り、様子を伺はんとしける所に、鶴が岡にて梶原が為に擒と成て、既誅せらるべしを、可惜勇士なれば鎌倉殿召仕はるべしとて助命有りし故、幸ひに道を急ぎ逃下りし所也」と云。伊与守殿聞き給へ「義頭以下の輩は今明日の内に戦死すべきの時至れり。然るに汝はるく下着せしは嬉しくは思也。去り乍ら、汝も俱に討死せん事不便なれば急ぎ本国へ立帰り、子孫の後栄を斗り、次に義頭が菩提をも弔へ(31ウ)かし」と宣ひければ、重家聞き「鎌倉にて兎も角も成べき命を助り、是迄馳せ下りし事、偏に君の御先途を見届け奉るべきの爲也。若し落城の已後に下着して衣川の焼跡にて生害仕るに於は若固の残念に存すべし。然るに重家未だ武門に尽ずして我君御在世の内に馳参じ、御先途の御用に立たん事は生涯の本望、何事か是に過ぐべし。然る上は明日の御先手を何れの人承るとも某三百余里の行程を遙く下(32オ)向したれば、是非に御先きを仕度し」と頼みければ、元来武藏坊弁慶第一の先陣を蒙りけれ共、鈴木が願ひ余儀なければ、則渠に譲りけり。此節弁慶申けるは「錦戸太郎国衡、明日大手の大将として寄せ来たる由、聞ゆれば、外くの敵には目を懸ず、必ず渠を討取り申さるべし。某も国衡と見るならば多勢の中と云とも駈破り勝負を決すべし」と重き鎧を着し、胴金入れたる烏帽子形タの兜を重さ六斤有るを頂きたり。此兜は尋常の(32ウ)者着する事叶はず。然

るに弁慶は此頃天下に唯一人の力量也。

私二曰、秀衡常に戯て云は「石山の中尊寺に有る四天王と、足下の姿異なる事なし。然れば、力量又強かるべし」と尋けるに、弁慶聞て「我等が力、何程と云事を知らず。某、昔比叡山の南塔に有りし時、鐘堂の普請に用ゆる所の大石に綱を付て遙の谷より引上るに、八十余人懸りて是を上げ得ざりしを、我只一人にて引上たれ共、左のみ重も(33オ)かりし共思はざりしが、其後播州書写山に在りし時、折節夏の事也しが、川岸に柳の大木有りしを川端へ押撓めて其上に腰を懸け足を水にひたして涼み居ける所に、郷民三十斗り来たりしが、能き涼所有とて皆々此柳に腰懸て涼みける故、某云は「皆々此所を退き給へ。我等此木を去る時は元トの如く立木と成り候べし。然らば各々怪我有るべし」と云へしを、嘲笑ひ実とせざりに、某其木を立と等しく柳は本トの如く(33ウ)起たれば、彼三十人斗りの者共、皆々水中に刎落とされ難義に及ぶ。是より外は力を様さず」と云。折節、中尊寺の樓門を立ける時なれば、彼棟木を上るに片くを四十人にて上さば、片一方は弁慶一人にて軽く指上げけり。又、其比、盤と云角力取り有り。此者は日本国中に隠れなき大力にて、大竹を握り挫く。又終に負たる事なし。然るに弁慶は力量を様し見べしと望むに依て、秀衡見物して(34オ)角力を取らせけるに、弁慶は彼盤石が腕をとらへて引廻すと見へしに、盤石の左右の腕を引抜きたり。斯の如くの無双の大力量也。

斯て弁慶は人々に向て「明日の戦ひには死物狂ひに衣川に血の浪を流すべし。某は元来山門に久しく住居したれば、一年三千の木に是を準ひ、敵軍三千人を討取るべし。面々勇み申されよ」と云。此弁慶は大力量の上に才智勝れ、博学にして手跡もよく、斯の如き無類の郎等を持(34ウ)乍、伊予守殿御身を失ひ玉ふ事、誠に御運の程こそ拙なけれ。然る所に、泰衡はいかなる思慮や有りけん、廿二日三日迄も軍兵を出さず見

合せ居て、廿六日には、国衡高衡等は八千余人にて押よせけり。

高館落城義頭以下自害の事

并 義頭卿弁慶等が首級梟首の事

文治四年閏四月廿六日、錦戸太郎国衡は五千余人にて大手に向ひ、樋爪の五郎高衡は搦手より三千余(35才)人にて押寄せたり。此節、大手には武蔵坊弁慶、鈴木三郎重家、亀井六郎重清、鷲尾三郎義久等身命を惜まず防戦しけるに、弁慶は馬上にて大長刀を右に持、左りに熊手を引提、当るを幸ひに熊手に掛けて引寄せ長刀にて首を討払ふ。其形勢偏に麻を茹る如し。弁慶只一人にて敵八十余人を討取る。鈴木兄弟は弁慶が手に漏れたるを後に續て拾ひ切りに、二の駈には敵百四十余人を討取る。其中に柴田太郎は弁慶が長刀を冠りの板に受留、後ろの方へ拔出けるを、重清(35ウ)大太刀にて横薙りに鎧武者を切払へけるに、腰より上は地に落て、下は馬上に残りける。此節弁慶等鈴木兄弟が働きに恐怖して近付者一人もなし。搦手には堀源太郎景家と備前平四郎成春、死を顧ず防ぎ戦ふと雖、勇猛無双の高衡が多勢に向へければ、軍難義に見得ける故、弁慶大手の軍は鈴木に任せ、其身は搦手へ駈来て見るに、既に軍半也に、弁慶大手に居らざる故、城門の際まで攻寄せたりと聞て、再び大手へ駈向へければ、敵軍恐れて衣川の方へ引取り、斯て酉の刻に軍終て城中(36才)には一人も討死せず。奇手は三百六十余人討たれり。明れば廿七日卯ノ刻に始りて、此日も弁慶が働に百余人討たれたり。伊与守殿是を見聞し玉へて、「無罪の者を左のみ討べからず。縦、幾千人討取るとても勝利すべきにあらず。我速に生害すべし」と宣ひしが、彼是にて廿八日迄延引す。

扱又錦戸太郎は、弁慶の大剛勇の働きに恐れて廿七日の昼より搦手の高衡を大手に廻はし、其身は搦手へ替りける。抑兄弟敵に向ふ時は、兄は大手弟は搦手へ向ふ法也。鎌倉殿も御舎弟大将とし玉へ、(36ウ)大手は蒲殿、搦手は義経朝臣也。惣じて大名を向はしむるに、大身は大手

小身は搦手也。然るに錦戸は弁慶が働きを恐怖して弟と代るは臆病の至り也。

去程に弁慶は櫓に上て敵陣を見渡しけるに、今朝の軍立とは異にして備の体嚴重なれば不思議に思へしに、樋爪五郎とて軍功者成るが兄に代て備へし故也。然れども、城方強く落城せざる由、平泉へ聞へければ、泰衡下知して廿七日の夜中、二万余人を指向たり。翌廿八日、奇手の陣を見渡しけるに、大手搦手共に勢も重り錐を立る地なき(37才)程にて、昨日までは見へざりし家々の旗指物風に靡しければ、「扱は泰衡自身に押寄せたり。今日は是非に命の際也」と防ぎ戦ふ。弁慶、鈴木兄弟、片岡、鷲尾、熊井、備前兼房、并里丸と云雑式以下十人也。此節、義頭卿宣ひけるは「法華経一部読誦の間防ぎ候らへ」との下知故、各々駈出けるに、熊井と源八兵衛は早討死す。鈴木兄弟は弁慶に續いて駈出けるが、弁慶に別れて逢はざりければ「今は是迄也」と城中へ引、敵を入れじと木戸を指堅め、櫓に上て見やりければ、弁慶(37ウ)は敵中に働らく故、今一軍と思へ共、手負叶はず。仍て兄弟共に刺違て死したりけり。兄鈴木重家三十三歳、亀井重清廿五歳。斯て弁慶は敵の囲ミを切り崩して引取りけるに、熊井鷲尾も討死し、鈴木兄弟も見へざれば、又城中へ立入らんとしけるに木戸を指堅めたれば立入り難し。是に依て後口に負たる大槌を以、弁慶貫ノ木を打砕き内に駈入けるに、御経の読音聞へける。弁慶此時は手疵廿八ヶ所蒙り乍、又々敵中へ駈入て挑み戦ひし所に、高衡が放つ矢二筋迄(38才)胸板に中りけるが、元来重き鎧を着せし故、矢尻砕けて疵付かず。高衡屹ト見て「何様、渠は尋常の者にはあらず」と又懇ひ濟して射ける。弁慶が咽に射込みけるを、弁慶は抜き取りけるが、矢尻残て流る、血は滝の如し。仍てさしもの弁慶も今は是迄也と城中へ引入、兼房に向て物云けるが喉の深疵にて言語分らずと雖、是は伊与守殿へ御生害を進メよとの事なるべし。此時又弁慶駈出て敵を追払はんと思へ、衣川へ走せ入て進みけるに、疵口へ水入り(38ウ)け

れば進み難く、川中にて立噤みたり。其在姿、両眼を見開き死したる体にあらざれば、恐れて近付く者なし。時剋移りければ、敵兵十人斗近より弓にて突ければ終に倒る、所を駈寄て首を取る。

斯て義頭卿は御台若君を刺殺して後、腹一文字に搔切り給ふ。御台は廿八歳、若君五歳、姫君二歳に成給ふ。権頭兼房御介錯して城中に火を懸たり。此節一番に進みたる番野五郎、伊藤五郎を左右に抱て「汝等は冥途の御供せよ」とて、火中へ飛入て（39オ）死しける。渠は平大納言より御台所へ付られける故、伊与守殿郎等の内に入り。生年七十三歳。扱又泰衡は予州の首級を見て落涙しければ、国衡笑て「此人は当国の仇也。何故に落涙し給ふや」と云。泰衡聞て「朝夕見奉りし御顔早くも替り給ふ故也」と答へけるよし。

私二曰、予州以下御台、若君、姫君皆生害とあれども、此義聡と定め難し。子細は秀衡入道末期に臨んで一通を取り出して「是は当国になくて叶は（39ウ）ざる七十三ヶ条也。絵図に引合て御覧有べし」と云。又、外に小く封じたる一通は「必、君を始め外の輩、堅く披見すべからず。若、当国悉く破れて居城なく、進退極りたる時披見すべし」と遺言す。然るに此期に及んで、予州是を見給はらざる事や有べし。披見し玉ふと雖、深秘の事故、弁慶其外忠臣両三人より外に皆て知る者なし。仍て自害の体に見せ、城に火をかけ、敵の死骸を打入、焼損じて何れを何れと見難く、実は（40オ）秀衡深く計り、夷蝦へ赴き玉へとこの事を記したるならん。是等の疑はしき事は後世にも有也。既、豊臣秀頼は五月六日大坂の城にて生害し給ふと云い、又は薩摩へ落下り玉へ、種ヶ島藏人と改名して長寿也共云。是、僅百四十年五十年以前の事なれ共、何れを是、何れを非と分難し。勿論当家の聞へを憚りての事ならん。此書に載する所も其比は鎌倉殿の天下なれば、先づは自害の様に記したるべき也。斯て義頭卿、弁慶等が首級を美酒に浸して、新田（40ウ）冠者、照井

太郎、金沢九郎を指添て鎌倉へ送り、「御勞し乍、御敵たるに仍て討取り奉る」由を申遣はず。錦戸太郎国衡は別紙を以、「泰衡等同心せずと雖ども、某申遣る故、伊与守殿を討奉る上は、下総の国は国衡に給はるべし」と申遣す。斯て泰衡は義頭卿弁慶等が墳墓を高館へ築く。斯く志し深き泰衡なれば、国衡勿りせば義頭卿を討奉る間敷に、兎にも角にも運の究めは是非もなし。

扱又、泉三郎忠衡は奇手にも加はわらず、兄弟にも手向ひせず、只一人居城に引籠り居るを、（41オ）兄弟一手に成て討果しける。

又、此節、陸常坊海存は高館を落て仙人と成るよし「義経勲功記」に見へたり。非也。彼の海存は、後に正明と改名す。渠は撰州大物の浦にて悪風に逢し時、出奔す。「東鑑」等に常陸坊正明と云へるは是也。

高館落城の節、生死知れざるは、堀弥太郎景家也。後に大関山にて生捕られし時、「何故戦場を通れしや」と尋けるに「某は君命を蒙り、合戦の手に合はず。勿論子細は云べからず。疾々首を討取るべし」と云。泰衡感じて助命す。是は義頭卿妾腹の息二人（41ウ）京都に有る故「何卒人となし給へ」と継父大藏卿へ伊与守殿より頼越されし也。大藏卿、則二人の幼子を隠し育て、男子は出家にし給へけるが十一歳にて病死す。女子は大納言義光卿の簾中と成り給ふ。然るに弥太郎景家は彼の返事を承り、遙々京都より又奥州へ下向し高館の焼跡にて自害す。誠に稀なる忠臣也。去るに仍て、鎌倉より京都へ遣し候功名目記に「伊与守義頭、武藏坊弁慶、弥太郎景家」と第三番目に書しけり。此景家は、元来義頭卿（42オ）未だ牛若丸とて鞍馬山より奥州へ御供したる金売吉次信高と云し者也。去れば以前は町人と雖、夫より以後は聊も志しを交せず。

扱又、権頭兼房は、伊与守殿、其外御台公達の御骸を隠すべしとて、焼草を積重ねて火を懸たれども、積悪の報ひにや、予州の首級は焼残て終に敵の手に入、鎌倉に送り獄門に懸られける。天命の程こそ悲しけれ。時に文治四年閏四月廿八日、檢非違使五位下、九郎判官、前の伊与守生

年三十一歳、古左馬義朝の(42ウ)八男也。

私に曰、火中焼物損せずと云事なし。又、泰衡高館の焼跡に墳墓を築く。是又、深秘也。夷蝦への穴道を塞ぐべきの爲也。

同年九月十七日、伊与守義頭卿の首級鎌倉に至るに仍て、獄門に梟らるべきやと老中以下の評定区へ也しが、義盛景時が計らいに仍て、俄に是を梟首にす。但し、高札の表には源の文字を除くべき由、仰出さる。是は二品六十余州の惣追捕使、征夷將軍なれば、御連枝に係る罪名の遁れ(43才)なきを忌憚り玉ふ故也。時に義盛曰「君御連枝の罪名を忌嫌ふ共、平治の乱に御尊父左馬頭殿御首級を晒されし時『左馬頭源義朝』と記るされ、今の大内の日記に留まれり。然る上は左而已恥とするに足らず。焉ぞ、君の御連枝なれば逆、源の字を除くべしや」と申に仍て、『賊首源の義頭』と姓名を書れけり。翌十八日由井が浜に於梟首せられ、高さ一丈のくぎやらに義頭の首を載せ、弁慶が首は其佞首板に居へ釘にて留めたり。見る人市の如し。「勞し」と云も有。又「積悪の報へ(43ウ)也」と指びさす人も有りし。義盛重忠景時等、是を警固し、半日晒して首を納む。二品の仰に「凡、首を晒すは一七日也。然るに半日にして納むるは何ぞや」。義盛曰く「半日にもせよ、半時にもせよ、獄門に梟たれば其隠れなし。義頭卿と名付し上は縦土木にて造り晒す共、賊首源の義頭と書れたれば、百日も一日も同前たるべし。殊に久しく酒二浸したる御首級を此炎天に晒す故、爛れ損じて見苦し。仍て是を納む。其故は此殿は現在君の御舍弟ならずや。然れ共、不義有るに仍て誅せらる、事は留め奉らね共、(44才)御勞はしきは計り難し。重忠は御首級を見奉りて落涙して今朝より御評定に一書を出さず。依て義盛景時等を斗らふ。他人さへ哀れを催ふす。既、天下の御連枝として肩を並ぶる人も有間敷に、斯く成り給ふを嘆き思召御気色も見へさせ玉はざるは御心強し」と憚る所もなく申ければ、二品も尤とや思召けん、御首級を勝長寿院へ納めらる。

爰に、錦戸太郎一人して義頭卿を討取るの由、別紙を以て恩賞を食る。其外、非義の行跡有に依て、(44ウ)泰衡已下の兄弟、大に憎んで則国衡を禁籠せしむるに、健者して手に合はざるを、樋爪五郎高衡安々と引立、牢へ押籠めけり。此節より奥州責籠居しけり。

田原忠綱朝比奈義秀等御目見得の事

付タリ 鎌倉殿奥州退治評定の事

文治四年六月三日、田原又太郎忠綱、宇都宮弥太郎友綱相具して鎌倉殿へ御目見得達させける。渠は去る頃、高倉の宮御謀叛の時、平家に従ひ宇治川の(45才)先陣して源三位入道頼政を討たる故、源平の戦ひにも専ら平家に忠戦を励し、彼一門西海に亡びし後も猶二品へ従ひ奉らずして、志田三郎義弘に一味して鎌倉殿へ敵しけるが、義広は小山結城等に打負亡びし故、又浪々の身と也しを、友綱一家の好身有に依て匿はれ居りけるが、二品奥州退治の思召有る故、勇士の聞へあれば召出さるべしとの事にて、召出されけるが、未だ知行は下し給はらず、扶持米斗り給はる。此忠綱は身の丈六尺七寸、大力量の勇士也。此次に和田義盛が三男(45ウ)朝比奈義秀十二歳に也ける若者を御前へ召出され、小林の郷を賜はる。其丈忠綱に勝劣なし。去れば、中年の男子の如し。二品の仰せに「義盛は果報人也。年若くして男子余多有。殊に器量は衆人に勝れ、別して義秀は異なる勇士也」と宣ふ。義盛承り「無骨の者故、御奉公の儀如何有るべしと心元なく存奉る。但し力量に於は等閑にあらず。誠にきやうがる事の候也。旧冬雪夥しく降る朝、積もれる程を見候らはん逆、義盛自身に戸を明るに、曾て明かず。(46才)仍て脇の妻戸を明て見候らへば、庭なる大石を戸に寄せ懸て有る故、『何者の仕業にや』と存じ、傍りを見れば勝れて大なる足迹有り。『是正しく義秀が足迹也』と存じ、是を取り除けさするに、数十人にて漸く直し得侍る故、母を以禁しめけるは「力は強しと雖、未だ童べの事なれば以来は嗜み候得」と申聞け候。然るに幼年故、義盛には恐れ候らへ共、他人をば侮り候」と

申す。二品、今日渠を召し給ふ事は御内存有故也。

扱又、「老中以下の役人各々（46ウ）口上書を以、善不善を言上すべし。其宜しきに随て、我心落着スべし」と仰出さる、故、各々書付を以、指上けり。斯て面々口上書を指上る所に、北条四郎時政、同息小四郎義時父子は、『奥州退治然るべし』と書付たり。畠山重忠は、『泰衡を上京させ、鎮守府將軍を削て後に討たるべし』との事也。梶原平三景時は、『泰衡を鎌倉へ召て討たるべし』と書たり。千葉、上総、土肥、小出等は、或は速に討べしと云も有り、又討べからずと云も（47オ）有て一決せず。其中に參河守殿は書付を出されずして、「二品の御心に任ざるべし。範頼別に申条なし」との事也。和田義盛の書附には外々の事は載せず、僅十二字を以『天下の智者に尋玉ふべし。義盛曾て異見なし』と也。二品面々の書き付を御覽じて宣ひけるは「範頼書付を出さざるは、頼朝が舍弟なれば、『縦、討とも討ぬ共、頼朝が進退共にせん』との事なれば尤也。然るに義盛は十二字を以するは心得ず」と仰せける時に、足立藤四（47ウ）郎と云者は「定めて深心得有べし。其心底を問給ふべし」と低語ける故、二品点頭せ給へて再三尋給へば、義盛曰「別の子細は候らはず。奥州征伐有て宜しかるべしとも、又討たずして宜しからん共、某に於て是非を弁へ難し。但し、泰衡事は勝れたる勇士共見へず。亡父の遺言を背き伊与守殿を討奉りし事は、全く武士の本意にはあらず。國衛は又己一人して伊与守殿を討奉る様にして恩賞を貪らんとして、兄弟間柄善からず。个様の時には必ず國に恨る者出来るか、又は一門の者共相別れて、災内より（48オ）起るべし。然れば是を攻ず共、自ら亡ぶべし。縦、天下の勢を以責たり共、亡ぶ間敷時は滅亡せず。暫く時節を待べきは、泰衡左せる宿敵にも非ず。誠に御先頼義朝臣は渠が先祖武則真人が加勢に仍て貞任宗任追討有りしより、源氏藤氏互に一家の好身有る所に源家亡びて平家盛んなる時は、北条、畠山、斯く申義盛も随ひ平氏の指揮に応ず。是なる叔父義澄は惠源太義平十六騎の其言人なれ共、

恥辱を忍んで平家に随ひし。源氏譜代の恩顧の輩さひ斯の如し。其中に秀衡は只老人随はず、『何卒（48ウ）源氏の公達の内一人生残り給ふも有るならば、取立て平家を亡し絶たる源氏を再興せん』と思へし志し有るに仍て、伊与守殿を取立、我君石橋山に義兵を揚玉ふと聞て、伊与守殿に我甥佐藤兄弟を付、夜を日に繼て追着しめ力を合せ奉る。扱こそ御代官として平家を西海に追落し給へしは、偏に伊与守殿の大功也。然れども積悪有るに依て再び奥州へ御開き、秀衡を頼玉ふ故、入道は昔の好身を思へ匿舍奉りし也。斯く迄源氏へ志し深き秀衡一周忌も満ちざるに討たんと云も道にあらず。討たずして（49オ）可ならん共、三世を見抜く義盛ならねば善悪を分け難し。兎角智有る人は能く考へ見べき間、『天下の智者に尋問はるべし。義盛是を存ぜず』と書たり。既、北条父子の人々は討たるべしと書きし上は、奥州退治有て宜しかるべしと考へ申さるべし。然れば則、天下の智者也北条へ社尋給ふべき事成るに、義盛に尋玉ふは心得ず。去れば、君終には武將に備り給ふべきの事を見抜き、当分密通せられし女なれ共、態と知らぬ顔して過られし智恵は某等は及ばず。仍て北条殿へ御尋然るべし」と云。（49ウ）時政の曰「京都より下さる所の宣旨院旨に『六十余州の惣追捕使に任せらる、』と有は、奥羽両州も六十余州の内なれば、泰衡も我君の御分国に住居する物也。両州を除かる、との宣旨はなし。泰衡は君の仇と成るべき物也。其故は君の御分国に在り乍、鎌倉へ出仕せず。尤秀衡は年長じたれば免すべきか。泰衡は随ひ奉らざるは後々君の仇と成るべしと思ふ故、討べしと申所也」と云。義盛曰「惣追捕使とは、日本を下し給はるとには非ず。天下の政道を任さる、所也。然らば、鎮守府將軍たりと（50オ）雖、不義あらば君より制し給ふ也。其国主の正しきは此方より構ふべきにあらず。泰衡出仕せざるは謂れ有り。秀衡鎮守府將軍に任じたるは、君を征夷將軍に任じ玉ふよりは五十一年も以前也。然れば鎌倉殿へ出仕すべきや。泰衡も又君の御家人と云にも非ず。次に此度鎮守府將軍の御下文は鎌倉

より遣ざると雖、取次而已にて、君の御力に非ず。京都より被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>兩國なれば、何ぞ君に出仕すべし。六十余州とは日本の惣名也。惣じて時節到来に於は如何成る者も自(50ウ)然と亡ぶ。仍て時至るを待て討たるべし」と云に、二品も尤に思召、奥州の退治の時節を待玉ふ所に、果して泰衡兄心能からず。皆心々に成て泉三郎忠衡を討て、錦戸太郎国衡は押込めらる、由聞へければ、奥州亡ぶべき時節至り、内より災ひ起りたり迎、鎌倉にては専ら退治の事を急れけり。

私二曰、北条父子が奥州退治を進めたるは、泰衡を討て、時政奥羽兩州を申受、鎮守府將軍に成るべしと折々御台に付て申入ける故、(51オ)二品是を諾し給ふ故、討給ふべきに極る由。此巧みを知て支へ申けり。

奥州征伐記 卷之貳終(51ウ)

—平成十年九月三十日 受理—